

船舶事故調査報告書

平成27年11月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成27年3月8日 22時46分ごろ
発生場所	愛媛県伊方町佐田岬北西方沖 佐田岬灯台から真方位315°8,100m付近 （概位 北緯33°23.64′ 東経131°57.25′）
事故調査の経過	平成27年3月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 常栄丸、4.99トン OT3-8678（漁船登録番号）、個人所有 10.86m（Lr）×2.69m×0.78m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和56年2月9日 B 漁船 福與丸、4.9トン OT3-8901（漁船登録番号）、個人所有 11.00m（Lr）×3.06m×0.92m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和63年4月27日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月2日 免許証交付日 平成22年4月23日 （平成27年10月24日まで有効） B 船長B 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年6月20日 免許証交付日 平成22年4月23日 （平成27年6月19日まで有効）
死傷者等	A なし B 死亡 1人（船長B）
損傷	A 漁具 袖網及び袋網に破損 B 漁具 張り竹に折損等

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、小型機船底びき網漁を行うため、平成27年3月8日19時30分ごろ大分県杵築市守江港を出港し、21時25分ごろ、大分県大分市関崎の北東方沖から針路を北北東方に向けてえい網を始めた。</p> <p>船長Aは、22時00分ごろ、A船の漁具が海底に引っ掛かり、A船が停止したので、付近で操業している僚船にA船の漁具が海底に引っ掛かっていることを知らせるため、黄色と青色の回転灯を点灯し、引っ掛かった漁具を海底から外すためネットローラで巻いていたところ、漁具が緊張して巻けなくなった。</p> <p>船長Aは、船長Bから漁業無線で、A船の漁具とB船の漁具とが絡まった旨の連絡があり、B船の漁具がA船の漁具の上に乗った状態で、両船の漁具が絡まっていることを船長Bと確認した。</p> <p>船長Aは、船長Bと相談し、B船がB船の漁具を巻き揚げながらA船の右舷側から接近し、A船の船尾方を通過してその左舷側に右舷着けして絡まった漁具を解くこととした。</p> <p>船長Bは、B船の船尾端付近の右舷寄りの場所に立ち、船尾甲板の前部に設置されたネットローラを遠隔操縦用のロープで操作し、絡まった漁具を巻き揚げる作業を開始した。</p> <p>船長Aは、船長BがB船の漁具を巻き揚げていたところ、‘A船のまた綱’（以下「本件ロープ」という。）、両船の網及び‘折れたB船の張り竹’（以下「本件張り竹」という。）が、それぞれ絡まった状態で海面に上がって来たことを認めた。</p> <p>船長Bは、B船の船尾端付近で、緊張した状態の漁具のそばに立ち、海面をのぞき込んだ姿勢で絡まった漁具をネットローラで巻き揚げていたところ、本件張り竹が当たり、船尾ブルワーク上に仰向けに倒れた。</p> <p>船長Aは、直ちに船長Bに駆けよって手を握り、呼び掛けたが反応がなく、また、船長Bの首に絡まった本件ロープを外そうとしたものの、本件ロープには海中にある絡まった漁具の重さが掛かり、船長A1人の力では取り外すことができず、漁業無線で僚船に援助を要請した。</p> <p>船長Bは、船長A及び来援した僚船の船長たちによって救出され、1隻の僚船に乗せられ、心肺蘇生を受けながら守江港に運ばれた。</p> <p>船長Bは、待機していた救急車で病院に搬送され、医師により死亡が確認された。</p> <p>僚船の船長の1人は、漁業無線を聞き、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長Bの死因は、頸部圧迫による窒息であった。 （付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p>

	海象：海上 平穏、潮流 北流約1ノット
その他の事項	<p>船長Aは、船長Bと相談し、巻揚げ能力が大きいB船のネットローラを使用して絡まった漁具を巻き揚げることにした。</p> <p>船長Aは、A船の船尾甲板の左舷側に立って、船長Bがネットローラで漁具を巻き揚げる作業を見ながら、A船の漁具が緩んだときにA船のネットローラでA船の漁具を巻き揚げていたが、本事故発生時にはA船のネットローラを操作していなかった。</p> <p>船長Aは、絡まった漁具の一部が解けた際に本件張り竹が船長Bに当たったところを目撃した。</p> <p>A船及びB船の漁具は、直径約18mm、全長約200～400mのワイヤロープを引き綱とし、また綱と称する直径約10mmのワイヤロープを合成繊維製ロープで被覆した直径約26mm、全長約50mのロープ、みつめと称する直径約22mmで全長約18mの合成繊維製ロープ、約80～100kgの重りが付いた袖網及び袋網で構成されていた。</p> <p>本件張り竹は、袖網の先端部に取り付けられた全長約18mのFRP製の棒で、中央部の直径が約150mm、両端部の直径が約80mmであった。</p> <p>A船及びB船の引き綱は、本事故当時、互いに全て巻き揚げられていた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、小型機船底びき網漁を行うため、3月8日19時00分ごろ守江港を出港するために19時00分少し前に自宅を出ていた。</p> <p>B船のネットローラは、遠隔操縦用のロープを引くと漁具を巻き、ロープを離すと停止するようになっていた。</p> <p>船長Bは、厚手のジャージの上下、ズボン合羽及び長靴を着用していた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>船長Bの死因は、頸部圧迫による窒息であった。</p> <p>A船及びB船は、佐田岬北西方沖において、船長A及び船長Bが両船の絡まった漁具を巻揚げ中、船長Bが、緊張した漁具のそばに立ってネットローラを操作していたことから、絡まった漁具の一部が解けた際に本件張り竹の直撃を受けるとともに本件ロープが首に絡まり、頸部を圧迫されて死亡したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、絡まった漁具の様子を見ながらネットローラを操作していたことから、緊張した漁具のそばに立ち、海面をのぞき込んでいた</p>

	ものと考えられる。
原因	<p>本事故は、夜間、A船及びB船が、佐田岬北西方沖において、船長A及び船長Bが両船の絡まった漁具を巻揚げ中、船長Bが、緊張した漁具のそばに立ってネットローラを操作していたため、絡まった漁具の一部が解けた際に本件張り竹の直撃を受けるとともに本件ロープが首に絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り、緊張した漁具類に近寄らないこと。 ・やむを得ず緊張した漁具類の周囲で作業を行う場合、速やかに同作業を行い、同作業が終わり次第同漁具類から離れること。

付図1 事故発生場所概略図

